

飲食店応援前払利用券発行支援事業（要約版）

◆商品券の名称：がんばる^{おらほ}地元の飲食店^{エール}応援券

◆対象：県内で飲食業を営む個人及び法人事業者

①参加申込み（募集） 12月28日までに以下の書類を提出。

- ①参加申込書（様式第1号）
- ②飲食店営業許可書の写し
- ③前年の確定申告書の写し
- ④通帳の写し（通帳の表紙、見開き1、2ページ）

②前払利用券の配布（令和3年1月29日）

※ 100枚単位で配布。

※ 追加配布 利用券が完売した場合、追加申し込みが可能。（様式2）

個人 1800枚、法人 3,600枚が上限。

③前払利用券の販売期間 ～ 令和3年1月31日

各個店における販売上限

- ◇個人事業主 ~~900枚（90万円分）~~ ⇒ **1800枚**
額面1,200円券を1,000円で販売（20%のプレミアム）
- ◇法人事業者 ~~1,800枚（180万円分）~~ ⇒ **3600枚**
額面1,100円券を1,000円で販売（10%のプレミアム）

④前払利用券の使用期間 令和2年6月中旬～令和3年1月31日

⑤プレミアム分の請求 8月末までの使用分を 9月7日までに請求（50枚単位）

11月末までの使用分を 12月15日までに請求（50枚単位）

1月末までの使用分を 2月15日までに請求（端数可）

◆留意事項

- ・販売した店舗でのみ利用可能です。
- ・飲食店が廃業した場合等、いかなる場合でも払い戻しは行いません。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
募集							28日		
券配布								29日	
券販売								31日	
券利用								末日	
請求				7日			15日		15日

前払利用券 取扱店フロー

①取扱店申込み

12月28日まで

- ・取扱店申込書（様式第1号）
- ・飲食店営業許可書（コピー）
- ・前年の確定申告書（コピー）
- ・振込口座（コピー） 表紙、見開き1、2ページ

②前払利用券の受け取り

令和3年1月29日まで

- ・100枚単位
 - ・個人300枚まで / 1回 = 1800枚が上限
 - ・法人600枚まで / 1回 = 3600枚が上限
- ※ 配布した商品券が完売した場合、追加で配布することが可能。
(様式第2号様式に記入)

③前払利用券の販売

令和3年1月31日まで

- ・1枚 1,000円で販売。消費者に購入限度額は無し。
- ・商品券を販売する際、必ず利用券の表面に「取扱店」と「電話番号」を記載。記載されていないと無効になります。
- ・利用券の払い戻しは不可能である旨を、販売する際に告知してもらう。
(仮に利用券を購入した店舗が廃業しても、払い戻しはできない)
- ・利用期限内に（令和3年1月31日まで）使用していただく。
- ・配布された利用券は自社のみで販売すること。他社への転売は厳禁。
- ・売れ残った利用券は商工会に返品していただく。

④前払利用券の使用

令和3年1月末日まで

- ・利用券を使用後、利用券の表面にサインをいただってください。
- ・おつりは出さない。
- ・自社の店名が記載されている利用券のみ使用していただく。
- ・使用期限を過ぎた利用券を持参した場合、使用期間終了後6ヶ月程度はプレミアム分を除いた1,000円分の飲食サービスをお願いします。

⑤前払利用券の実績報告

8月末まで使用分 ⇒ 9月11日まで
11月末まで使用分 ⇒ 12月15日まで
1月末まで使用分 ⇒ 2月15日まで

- ・様式第3号 プレミアム分請求書に必要事項を記入し、商品券と一緒に商工会まで提出してください。